

県営住宅等条例施行規則及び県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

県営住宅等条例施行規則及び県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

(県営住宅等条例施行規則の一部改正)

第1条 県営住宅等条例施行規則(平成9年岩手県規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第4号(第6条、第8条関係) [略] 私は、 年 月 日付けで入居許可を受けた県営住宅(県営 アパート 号棟 号室。ただし、県営住宅等条例(以下「条例」という。)第29条第1項の入居の申出を行って新たに整備された県営住宅に入居するときは、当該新たに整備された県営住宅)の使用について次の事項を遵守し、誠実に履行します。 なお、連帯保証人 は、この請書による私の債務につき、連帯してその履行の責めを負います。 [略]	様式第4号(第6条、第8条関係) [略] 私は、 年 月 日付けで入居許可を受けた県営住宅(県営 アパート 号棟 号室。ただし、県営住宅等条例(以下「条例」という。)第29条第1項の入居の申出を行って新たに整備された県営住宅に入居するときは、当該新たに整備された県営住宅)の使用について次の事項を遵守し、誠実に履行します。 なお、連帯保証人 は、この請書による私の債務につき、 <u>入居時の家賃月額 円の21箇月分である 円を極度額として</u> 、連帯してその履行の責めを負います。 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部改正)

第2条 県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則(平成9年岩手県規則第144号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第5号(第8条関係) [略] 私は、県営特定公共賃貸住宅( 号室)の使用について次の事項を遵守し、誠実に履行します。 なお、連帯保証人 は、この請書による私の債務につき、連帯してその履行の責めを負います。 [略]	様式第5号(第8条関係) [略] 私は、県営特定公共賃貸住宅( 号室)の使用について次の事項を遵守し、誠実に履行します。 なお、連帯保証人 は、この請書による私の債務につき、 <u>入居時の家賃月額 円の21箇月分である 円を極度額として</u> 、連帯してその履行の責めを負います。 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。